令和５年10月１日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

□ 当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第４－２

|  |
| --- |
|  　　 中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書 　　年　　月　　日　 河内町長　　　　　　　　殿申請者　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者の氏名）　　　　　私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づき認定されるようお願いします。記１　事業開始年月日 年　　月　　日２ （１）売上高等1. 最近１か月間の売上高等

Ｂ―Ａ　Ｂ×100減少率 ％（実績） 　 Ａ：災害等の発生における最近１か月間の売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　 Ｂ：Ａの期間に対応する前年１か月間の売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （ロ）最近３か月間の売上高等の実績見込み×100（Ｂ＋Ｄ）―（Ａ＋Ｃ）　　　　Ｂ＋Ｄ減少率 ％（実績見込み） 　Ｃ：Ａの期間後２か月間の見込み売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円　 Ｄ：Ｃの期間に対応する前年の２か月間の売上高等 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円３　売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 |

（留意事項）

　①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

　河まち発第　　号

　令和　　年　　月　　日

　申請のとおり、相違ないことを認定します。

　（注）本認定書の有効期間

　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定者　河内町長